

標 題：

鋼船規則等の一部改正について

NKテクニカル インフォメーション

No. : 204

Date : 平成 8 年 12 月 25 日

各位

1996 年 12 月 25 日付けで下記規則及び検査要領が改正され、1997 年 1 月 1 日より施行されることとなりましたのでお知らせ致します。

詳細は、近々発行される「鋼船規則等の一部改正」をご参照ください。

鋼船規則 B 編及び同検査要領一部改正

(ばら積貨物船の定期的検査の要件等関連)

IMO で審議されているばら積貨物船の安全対策に関連して、IACS では、1993 年 7 月 1 日から実施しているばら積貨物船に対する検査強化の要件をさらに強化するため、統一規則 Z10.2 の改正を行った。本改正は 1997 年 1 月 1 日より実施されることが決定しており、本会規則にこれを取り入れた。主な改正内容は次のとおり。

- (1) 著しい腐食が認められた場合には、追加の板厚計測を行うよう規定した。
- (2) 定期検査
 - (a) 倉口蓋の開閉動作の確認は、すべてのものについて行うよう規定を改めた。
 - (b) すべての倉口蓋及び縁材の精密検査を行う旨の規定を加えた。
- (3) 第 1 種中間検査
 - (a) すべての倉口蓋及び縁材の精密検査を行う旨の規定を加えた。
 - (b) 船齢が 10 年以上の船舶では、船首部及び他の 1 の貨物倉以外の貨物倉においても、各貨物倉の 1/4 の数の倉内肋骨とその端部肘板及び該部の外板並びにすべての水密隔壁の精密検査を行う旨の規定を加えた。また、状態が不良の場合には、精密検査を残りのすべての貨物倉に拡大するよう規定を改めた。
 - (c) 船齢が 15 年以上の船舶では、すべての貨物倉のすべての倉内肋骨とその周辺部材の精密検査を行う旨の規定を加えた。
- (4) 第 2 種中間検査
 - (a) すべての倉口蓋及び縁材の精密検査を行う旨の規定を加えた。
 - (b) 船齢が 10 年以上 15 年未満の船舶では、
 - (i) すべての貨物倉の内部検査を行うよう規定を改めた。
 - (ii) 船首部の貨物倉において、各貨物倉の 1/4 の数の倉内肋骨の下部 1/3 とその端部肘板及び該部の外板の精密検査を行う旨の規定を加えた。また、状態が不良の場合には、精密検査を他の貨物倉にまで拡大する旨規定した。
 - (c) 船齢が 15 年以上の船舶では、船首部及び他の 1 の貨物倉において各貨物倉の 1/4 の数の倉内肋骨の下部 1/3 とその端部肘板及び該部の外板の精密検査を行う旨の規定を追加した。また、状態が不良の場合には、すべての倉内肋骨について精密検査を行う旨規定した。

以上

お問い合わせ：(財)日本海事協会 開発部

Tel : 03-5226-2025 Fax : 03-5226-2024

ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 〒102